

平成31年度 桶川東中学校 部活動方針

1 活動の目的

- ・ 部活動を通し、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る。

2 部活動の位置付け

- ・ 中学校学習指導要領（平成29年告示）において、部活動については以下のとおり示されている。

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 部活動の方針等の策定

- (1) 校長は、「桶川市立中学校部活動方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページへの掲載により公表する。
- (2) 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程）を、以下、指導体制等の事項に留意して作成したものを校長に提出し、実績を校長に報告する。
- (3) 顧問は、(2)の活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知する。

4 指導体制の整備について

- (1) 各部の運営にあたっては、生徒、保護者、顧問等が、現状や目標、活動内容について、共通理解を図り、適切に行えるように留意し、校長はこれを監督する。
- (2) 顧問の決定に当たって、校長は、校務全体の効率的な実施という視点に立ち、適切な校務分掌となるように留意するなど、教職員の協力体制が得られるように工夫する。
- (3) 校長は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施し、指導・是正を図る。

5 適切な休養日の設定について

- (1) 休養日を、原則、平日、週に1日以上、土日は少なくとも1日以上設定する。
- (2) 長期休業中は、原則、週に2日以上休養日を設けるとともに、生徒が十分な休養と部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、休養期間を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、原則、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)(2)の休養日数と同数以上になるように設定する。
- (5) 休養日等については、各部員の状況等を踏まえ、生徒・保護者の理解を得られるように設定する。

6 部活動一覧

(1) 運動部

野球・サッカー・ソフトボール・陸上・男子ソフトテニス・女子ソフトテニス・男子剣道・女子剣道
男子バスケット・女子バスケット・女子バレーボール・男子卓球・女子卓球

(2) 文化部

吹奏楽部・芸術部

(3) その他

マロニエ陸上部

7 活動時間

別に定める完全下校時刻を守って下校すること。(後片付け・整備等を含む)

8 服装

- (1) 活動は、体育時の服装（体育着・ジャージ）及び各部で決められたユニホーム等とする。
- (2) 休日及び長期休業中の登下校は部活動時の服装でもよい。
- (3) 朝部への登校、平日部活動終了後の下校は、制服または、体育着・ジャージとする。

9 対外試合

- (1) 対外試合は、顧問の直接指導のもと行う。
- (2) 本校で行う場合は、他の部活との連絡・調整のもと行う。
- (3) 本校以外で行う場合、顧問は引率届を学校長に提出する。

10 適切な指導の実施

- (1) 校長及び顧問、外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動の指導において、部活動顧問や部活動指導員等による以下の例のような発言や行為は体罰等として許されないものである。なお、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

運動部活動での指導のガイドライン

『運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議「運動部活動の在り方に関する調査報告書」より』
【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

- ① 殴る、蹴る等
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・長時間にわたっての無意味な正座、直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませず長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示していたりするにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為や、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ・身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。
- ⑤ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

1.1 各具体的な指導の進め方について

- (1) 施設や設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- (2) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」に則り、気温が35℃以上での運動は原則禁止など熱中症の予防に努める。
- (3) 各部活動の特性を理解し、短時間でも効果が得られる安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的な活動ができるよう工夫する。
- (4) 部活動にかかる費用を徴収する際は、保護者の理解を得て、適正な処理を実施する。
- (5) 教育上の意義や顧問の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会・コンクール等の精査に努める。

附則

- 1 この方針は、平成31年4月1日から適用する。